

秋田県知事登録 不動産鑑定業の登録申請(更新)

不動産鑑定業の登録の有効期間は5年であり、満了後引き続き業を営もうとする者は、有効期間が満了する日の30日前までに更新の登録手続きが必要となります。

【提出書類】

○…必要、△…場合により必要、×…不要

	書類の名称	記載事項等	書類の 要否	
			個人	法人
1	登録申請書(別記様式第7)	・ 第一面だけでなく、第二面も作成。	○	○
2	不動産鑑定業経歴書 (別記様式第8 添付書類(イ))	・ 「不動産鑑定業の沿革」と「直近5年間の不動産鑑定業の概要」について記載。	○	○
3	不動産鑑定士及び鑑定士補の氏名 (別記様式第8 添付書類(ロ))	・ 専任の不動産鑑定士だけでなく、全ての不動産鑑定士(補)について記載。	○	○
4	法第25条各号に該当しないことを誓約する書面	・ 個人用は申請者分1枚。 ・ 法人用は申請者及び役員分の2枚。	○	○
5	法第35条第1項に規定する要件を備えていることを証する書面	・ 専任の不動産鑑定士の任命書、辞令または証明書を提出。 申請者が専任の不動産鑑定士を兼任している場合は不要。	△	△
6	住民票の抄本	・ 申請者が個人の場合は申請者のもの。 ・ 個人または法人に関わらず、専任の不動産鑑定士のもの。	○	○
7	定款又は寄付行為	・ 「目的」欄に「不動産鑑定評価業務」等の記載があること。	×	○
8	登記事項証明書(商業登記簿謄本)	・ 「現在事項証明書」で可。	×	○
9	登録申請者の略歴書	・ 法人の場合は監査役を除き、「登録申請書」の「役員氏名」欄に記載した役員全員について作成。	○	○
10	事務所ごとの専任の不動産鑑定士の略歴書	・ 申請者が専任の不動産鑑定士を兼任している場合は「登録申請者 兼 専任の不動産鑑定士の略歴書」を作成。	○	○
11	事務所案内図	・ 参考として余白に駅等からの距離または所要時間を記載。	○	○
12	事務所を確認する書面	・ 個人で住所地以外の場所に事務所がある場合、賃貸借契約書の写し等を提出。	△	×

※ 住民票の抄本および登記事項証明書は、申請日から3ヶ月以内に発行のものを提出ください。

【手数料】 12,400円

○窓口で書類を提出する場合

県の証紙納付書に証紙を貼り付けて提出するか、窓口でキャッシュレス決済にて納入ください。

○県の電子申請・届出サービスで書類を提出する場合

県の電子申請・届出サービスで提出する場合は、電子申請・届出サービスより納入ください。

(クレジットカードのみ)

【提出方法】

○窓口で書類を提出する場合

正本1部を窓口までご提出ください。(登録有効期間が満了する日の30日前まで)

○県の電子申請・届出サービスで書類を提出する場合

県の電子申請・届出サービスにより提出書類をアップロードし、ご提出ください。(登録有効期間が満了する日の30日前まで) 紙媒体の書類についてはスキャンのうえ、アップロードください。

【提出先】

窓口:秋田県庁6階 秋田県 建設部 建設政策課 用地チーム

TEL:018-860-2421(直通) FAX:018-860-3800

住所:〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号